

2025年12月9日

株式会社愛グループ少額短期保険

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う 災害等に対する金融上の措置について

この度の「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等」により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。当社では、この度、災害救助法が適用された地域の契約者様のご契約につきまして、お申し出により、下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込について猶予する期間を最長6か月まで延長いたします。

2. 保険金等支払請求の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、下記の内閣府 WEB サイトをご参照くださいませ。

内閣府：https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

◆本件に関するお問い合わせ
株式会社愛グループ少額短期保険
TEL:0120-521-100
